

議第3号

地域医療の確保・充実及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第99条及び京丹後市議会会議規則第14条第2項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 中野勝友様

令和7年10月7日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷津伸幸

提案理由

地域医療の確保・充実及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求めるため。

(別記)

地域医療の確保・充実及び自治体病院経営の安定に向けた診療報酬・財政支援並びに医師等確保施策の強化を求める意見書

本市における地域医療は、市立弥栄病院及び久美浜病院をはじめ、民間病院及び開業医により支えられている。しかし、物価・人件費の高騰、流行期以降の受診行動の変化に伴う患者数減による収益悪化、医師・看護師等の人材不足が重なり、病院経営は極めて厳しい状況にある。特に市立病院では、医師招へいの困難や人件費・物価高騰の影響により経常赤字が発生しており、少子高齢化の進行と相まって本市財政の持続可能性にも大きな影響を及ぼすことになる。

本市の努力のみでは持続可能な医療提供体制の確保は困難である。よって、国会及び政府におかれでは、下記の措置を速やかに講じられるよう強く求める。

記

1. 診療報酬の抜本的改定の実施

医療サービスは公定価格である診療報酬に依存し価格転嫁が困難であることから、物価高騰・人件費上昇を適切に反映し、医療機関の経営安定に資する診療報酬の引上げを速やかに実施すること。

2. 緊急的な財政支援の拡充

地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、政策医療・不採算医療への制度的・財政的支援を強化するとともに、地域医療の確保・維持に必要な交付金・補助金等の財政措置を充実すること。

3. 医師確保支援及び医師偏在対策の強化

医師少数区域の実情を十分踏まえ、実効性のある偏在是正を進めるとともに、安定的・継続的な医師確保が図れるよう、派遣・養成・定着に関する総合的支援策を講じること。

4. 看護師等医療従事者の確保・定着支援

看護師・助産師等の確保・養成及び地元定着を促進するため、養成機関や研修体制の充実、待遇・勤務環境の改善等、現場実態に即した支援を推進すること。

5. 地域の実態に即した地域医療構想の推進

医療圏内の再編・統合を前提とせず、地域の意思決定を尊重し、実情に即した柔軟な運用を行うことにより、当該地域にふさわしい医療提供体制を継続的に確保できるよう必要な支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年　　月　　日

様

京都府 京丹後市議会